

令和6年度 第2回守山市地域ケア推進会議次第

日時：令和7年2月27日（木）

午後6時から7時30分まで

場所：守山市役所2階 防災会議室

1 開会

2 守山市地域ケア個別会議からみえてきた地域課題について

(1) 住まいに課題を抱える高齢者の暮らしを支える 資料1

(2) ペット飼育のために必要な支援を受けず生活環境が整わない高齢者を支える 資料2

3 報告事項

(1) 生活支援体制整備事業について 資料3

(2) 高齢者等におけるごみ出し支援について 資料4

事例① 概要（北部圏域）

●70歳代前半の女性

脳梗塞後、リハビリをしていたが、目的を達成し、リハビリ終了。その後外出時に転倒。けがはなかったものの、転倒への不安により外出機会が減少。エレベーターの無い高層住宅の4階に居住しており、階段昇降の難しさから外出の機会が減っている。

事例② 概要（中部圏域）

●80歳代前半の女性

同居人死去後、1人暮らし。年金だけで家に居住し続けることが難しい状況。書類管理の難しさなどがあり、包括が支援を継続。住み替えにあたって、居住支援法人にも相談を重ねて支援を行っている。

個別会議での意見

- 本人に、今後どのように暮らしたいかの意思確認が必要
- 住まいに関する情報提供やサポート体制の構築が必要
- 主治医も交えた支援にあたる関係者間で、役割分担に向けた連携が必要

個別会議での意見

- 住宅に関する課題と福祉の課題を共有する場が必要
- 住宅に関する各種制度を高年齢者が理解して利用できるよう支援が必要

共通の地域課題

- 高齢者の居住に関する課題について、福祉と住まいの関係者が共に考える環境が必要である。
- 家族を含めた支援者が課題を共有し、役割分担をして共に支援する必要がある。
- 本人が望む生活を支援者が把握し、自立支援に向けた介入が必要である。



今後の方向性

- （自助）早期に家族で話し合う等、今後の生活を考える市民の意識醸成。
- （共助）地域において様々な住まいの形についての理解を深めることで、見守りが強化される。隣近所で声をかけ合う関係づくりを行う。
- （公助）福祉と住まい等、様々な関係者の顔の見える関係づくりをすすめる。
自立支援や意思決定支援について、早期に考えられるよう研修会等で啓発を行う。
支援者が困難な課題を多職種と共有し、役割分担をできるようなケース会議や事例検討会開催の働きかけを行う。

事例① 概要（北部圏域）

- 70歳代前半の男性
金銭管理が困難となり、補助人がついている。ヘルパー事業所より、ノミやダニによる室内環境の悪化や、外猫の出入りについて相談があり、対応していく中、本人は、自分の食事より猫の餌を優先して購入しているような状況がわかった。本人に入院が必要になっても、猫が心配で入院に至らなかった。

個別会議での意見

- 早い段階で支援に入ることが必要
- 愛着か執着かの見極めが必要であり、本人・猫への支援を分けて考える必要がある。
- 動物支援に関する情報を集約し、連携先がわかりやすくなっていると良い。

事例② 概要（中部圏域）

- 80歳代後半の男性
本人・同居人双方について、生活面での課題や金銭管理の課題に対して支援。猫を多頭飼育しており、猫の餌のために食費を切り詰めているが、猫の適切な飼育ができていない状況にあった。本人のADLが低下してから、猫の世話をできる人がおらず、猫が布団で排泄するなど、生活環境が悪化した。

個別会議での意見

- ペットの飼育を含めたACPの周知啓発が必要
- ペットが増加する前に把握し、繁殖しない対応を行う必要がある。
- 地域から孤立していると、ペット等の飼育状況に対する課題の早期把握が難しい。
- 多頭飼育問題を抱えるケースは、身寄りがない等の社会的孤立を抱えていることがある。

共通の地域課題

- 早期に課題を把握し、介入することで、生活環境の悪化や課題の複雑化を防ぐ必要がある。
 - ペットを飼う高齢者やその支援者に、ペットを含めたACP※の周知啓発が必要である。
 - 多頭飼育となる生活背景には、社会的孤立や生活困窮等の複合的な課題を抱える可能性があり、関係機関の介入が必要である。
- ※ACP(アドバンス・ケア・プランニング)：人生会議

今後の方向性

- (自助) 早期に、ペットを含めたこれからの生活を本人、家族が考える。
- (共助) 高齢者等の孤立を防ぎ、地域において把握した動物飼育に関する課題を、早期に支援者へつなぐ。
- (公助) マンション管理人や地域商店等の身近な支援者に、地域包括支援センターを周知する。
ペットを含めたACPの周知啓発を行うため、エンディングノートの活用や講習会の開催を行う。
動物支援に関する連携先の情報整理と情報提供を行う。
動物と福祉の支援関係者が課題の共有をすることで方向性を統一し、早期の支援介入にあたる。

生活支援体制整備事業 第2層協議体の取り組みについて

生活支援体制整備事業は、介護保険法による「介護予防・日常生活支援総合事業」として、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。本市においては、平成28年度から、学区社協（事務局は地区会館）にその取り組みの単位となる第2層協議体を設置し、各学区で住民主体による活動を展開しています。

(R7.2時点)

学区	過去の主な取り組み	令和6年度の実況	令和7年度の方向性
守山	<p><u>第2層協議体（学区社協総務部会）</u> メンバー11人 構成員：正副会長(3人)、自治会長会監事、広報啓発部会長、地域福祉部会長、児童福祉部会長、ボランティア部会長、主任児童委員(2人)、福祉協力員代表</p> <p><u>今までの取り組み</u> 1 「日常生活にかかる便利帳」発行 (R6.3) 全戸(約 10,900 戸)に配布</p>	<p><u>第2層会議回数：2回</u></p> <p><u>実施事業</u> 1 「<u>おとこの料理教室</u>」 開催回数：3回、参加者数5人/回 メニュー：ばら寿司、餃子・炒飯、麻婆豆腐など 男性高齢者が慣れない家事をしなければならなくなる状況を課題とし、事業開始に至った。</p>	<p>1 「<u>おとこの料理教室</u>」継続 地域住民による高齢者サロンやカフェ等が年数を経て自治会で開催されるようになったように、おとこの料理教室についても、自治会における開催への移行を検討</p>
吉身	<p><u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー7人 構成員：正副会長(3人)、福祉部会長、広報部会長、ボランティア部会長、福祉協力員代表</p> <p><u>今までの取り組み</u> 1 「一人暮らし高齢者アンケート」(H29.10) 2 「地域密着型便利帳」発行 (R1.7) 全戸(約 6,500 戸)に配布 3 「ごみ出しボランティア」開始 (R4.1)</p>	<p><u>第2層会議回数：3回</u></p> <p><u>実施事業</u> 1 「<u>ごみ出しボランティア</u>」の活動 利用希望があった場合は各自治会で対応 (3自治会での実施を把握)</p>	<p>1 「<u>見守り活動</u>」の充実に向けた検討 ごみ出しボランティアに関する検討は、一定終了し、自治会長・民生委員・福祉協力員の研修や学区広報等で今後も適宜周知していく。 これまでの協議で出席者から何度か「向こう三軒両隣」の発言が出たこともあり、今後は地域住民による見守り活動を検討していく方向。</p>

学区	過去の主な取り組み	令和6年度の取組状況	令和7年度の方向性
小津	<p><u>第2層協議体 (R4.10から新たな体制)</u> メンバー9人 構成員：福祉協力員(各自治会1人)</p> <p><u>今までの取組み</u> 1「福祉アンケート」(H29.11)</p>	<p><u>第2層会議回数：3回</u></p> <p><u>1「行きたくなる居場所づくり」に向けた検討</u> 各自治会のサロン等を学区全体で盛り上げる方策を検討した。</p> <p><u>2「ポイント制度」について</u> 参加者の固定化、男性の参加が少ない、スタッフの負担などの課題に対し、前向きに「行きたくなる居場所づくり」について意見を出し合い、「ポイント制度」の導入について検討することになった。</p> <p><u>実施事業</u> なし</p>	<p><u>1「ポイント制度」導入の検討</u> 少しでも多くの人に自治会のサロン等に参加してもらうことをめざし、学区全体の事業として取り組んでいく。どのようなポイント制度にするか決まっておらず、会議出席者の意見を確認しながら進めていく。また第2層協議体の活動を自治会長ほか関係者に周知するため、関係する会議で適宜状況報告する。</p>
玉津	<p><u>第2層協議体 (R3.4から新たな体制)</u> メンバー11人 構成員：各自治会代表(4人)、民児協会長、福祉協力員代表、赤十字奉仕団分団長、更生保護女性会長、健康推進員代表、ボランティアグループきぼう代表、シルバー人材センター玉津班長</p> <p><u>今までの取組み</u> 1「支え愛マップ」発行 (H31.3、R5.4) 全戸(約1,300戸、約1,450戸)に配布 2「地域による高齢者支え合い調査」(R1) 3「困りごと相談・支援のわ」発行 (R3.4) 全戸(約1,400戸)に配布 4「地域支え愛送迎活動」開始 (R6.3)</p>	<p><u>第2層会議回数：3回</u></p> <p><u>1「自治会サロン等の送迎活動」の検討</u> 医院・店舗・金融機関などへの送迎利用が多い中、地域の支援関係者から自治会のサロンやチームオレンジへの参加者の送迎への利用の相談があり、検討の結果、自治会が学区社協の車両を借用するかたちで実施することになった。</p> <p><u>実施事業</u> <u>1「地域支え愛送迎活動」</u> 利用登録19人、運転登録者7人 (R7.1時点) 一月あたり利用6.8人、運行10.4回</p>	<p><u>1「地域支え愛送迎活動」継続</u></p> <p><u>2 同活動【自治会版】の運用開始</u> 自治会のサロンやチームオレンジへの参加者の送迎活動についても R7.4 から地域支え愛送迎活動において別途実施する予定であり、この動向を確認するとともに、自治会の運転登録者には学区でも活動してもらえよう促す。</p>

学区	過去の主な取り組み	令和6年度の実績状況	令和7年度の方向性
河西	<p><u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー17人 構成員：正副会長(3人)、自治会長会(4人)、民 児協副会長(2人)、広報部会長、福祉啓発部 会長、ボランティア部会長、サロン推進部会 長、子育て支援部会長、福祉協力員代表、さ さえ愛ネット河西代表、学区まちづくり市民 活動部会長</p> <p><u>今までの取り組み</u> 1 「支え愛アンケート」(H30.11) 2 生活支援ボランティア「ささえ愛ネット河西」 発足 (R3.9)</p>	<p><u>第2層会議回数：2回</u> 年2回の学区社協総務委員会が第2層協議体の会 議であるが、これを補完する「重点項目検討委員会」 の会議が年5回、生活支援ボランティア「ささえ愛 ネット河西」の会議が年10回以上ある。</p> <p><u>実施事業</u> 1 「ささえ愛ネット河西」 利用43件 (R6.12時点) ごみ出し支援について、利用者・支援者ともに搬 出日の前日の支援の希望があり、学区で調整し、ま た活動の浸透やリピーターも相まって、利用件数が 以前の年間20件未満から2倍以上増</p>	<p><u>1 「ささえ愛ネット河西」継続</u> ささえ愛ネット河西の会議では、利用件数の増に ついて、活動者は高齢化しているが当分は頑張れそ う、とのこと。(今後の動向により対応を検討)</p>
速野	<p><u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー11人 構成員：正副会長(3人)、会計、庶務、啓発部会 長、広報部会長、地域福祉部会長、ボランテ ィア部会長、福祉協力員代表、会長推薦</p> <p><u>今までの取り組み</u> 1 「みんなのリビング」開始 (H30) 毎週火曜日に速野会館(和室)を確保(開放) 2 「自治会福祉避難所設置」提唱 (R2.3) 災害時に一時的でも、支援の必要な人を地域 住民が自治会館等でケアすることを推進 3 同「ビジュアル版」発行 (R3.3) 全戸(約4,000戸)へ配布</p>	<p><u>第2層会議回数：6回</u></p> <p><u>1 地域で気になる高齢者についての話し合い</u> 介護問題、庭木放置、独居死など地域で課題と考 えられる内容について毎回検討。</p> <p><u>2 自治会非加入者の見守りの検討開始</u> 以前から懸念されている自治会非加入者について の話し合いが多くなってきた。</p> <p><u>実施事業</u> 1 「みんなのリビング」 毎回の参加者は約15人 速野会館の改築工事後、麻雀等を取り入れたこと もあり参加者が大幅増(以前は3人程度)</p>	<p><u>1 「自治会非加入者の見守り」の検討の継続</u> 見守りに限らず、自治会非加入者のことを学区や 地域としてどのように考えるかを検討していく。</p> <p><u>2 「みんなのリビング」継続</u></p>

学区	過去の主な取り組み	令和6年度の実施状況	令和7年度の方向性
中洲	<p><u>第2層協議体</u> メンバー13人 構成員：民児協正副会長、学区社協地域福祉部会長、啓発部会長、ボランティア部会長、民生委員・児童委員、福祉協力員自治会代表(5人)</p> <p><u>今までの取り組み</u> 1 「男性の料理教室」(H30.9～R2.2) ほぼ毎月開催 2 「おたっしゃですか通信」開始(R1.7) 民生委員・児童委員が毎月お便り作成</p>	<p><u>第2層会議回数：0回</u> 第2層協議体の会議の開催がなく、取り組みの協議ができない状況が続く中、令和7年度からの「学区第4次福祉のまちづくり推進活動計画」の重点項目の1つに「安心して暮らせる支援体制の構築」を掲げられた。</p> <p><u>実施事業</u> 1 「おたっしゃですか通信」継続 一人暮らし高齢者など200人以上に民生委員・児童委員と福祉協力員が毎月訪問しお便りをお届け 2 <u>送迎活動の検討</u> 自治会長会等において、玉津学区の取り組みを参考に、地域住民による送迎活動について検討</p>	<p>1 「おたっしゃですか通信」継続 2 <u>送迎活動のニーズの把握</u> 民生委員・児童委員にて送迎活動のニーズ把握を行い、必要に応じて実施を検討する。 「学区第4次福祉のまちづくり推進活動計画」を基に、第2層協議体の体制を整える。</p>

第2層協議体のメンバーおよび構成員の表記について

全学区の構成員に第2層協議体生活支援コーディネーター（守山市社協が委嘱する地域福祉推進員）と市の関係職員（長寿政策課、地域包括支援センター、地区会館、守山市社協）が含まれますが、上表においては、これらの表記を省略しています。

高齢者等におけるごみ出し支援について

1 趣旨

高齢化および核家族化の進展により高齢者のみ世帯等が増加する中、家庭から排出されるごみを自らごみ集積所まで排出することが困難な高齢者等が増加している状況です。

これまでの地域ケア会議においても、「ごみ出し支援が必要な高齢者の増加」が、地域課題として上がっており、課題解決に向けて検討を重ねてきました。

ごみ出し支援の環境を整えることを目的に、ごみの排出が困難な高齢者等に限り、指定日の前日のごみ出しができるよう、「前日ごみ出し制度」を創設します。

2 課題の概要

令和5年9月に、市内を活動範囲とするケアマネジャー（44事業所のうち39事業所が回答）を対象として、「高齢者のごみ出しの実態把握を行うためのアンケート調査」を実施しました。

- (1) ごみの排出が困難と思われる高齢者等は、市内で128人（うち、高齢者のみ世帯122人）でした。
- (2) 課題のある方は、在宅サービスを利用する要支援1から要介護2までの高齢者が多く（約8割）、身体的理由等により家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難となった場合は、介護等サービスや同居外家族等の支援者によりごみを排出しています。
- (3) ごみの排出指定日当日の午前8時までとされており、介護サービス等の利用や支援者による支援も受けにくい時間帯です。
- (4) 介護サービス等でのごみの排出が困難な方は、同居外家族が持ち帰り処分するなど、対応に苦慮されています。

3 前日ごみ出し制度について

ごみの排出が困難な高齢者および障害者等に限り、申請により、排出指定日前日の午後4時からごみの排出を可能とします。

	前日 午後4時	指定日 午前8時	
通常	排出不可	排出可	排出不可
		申請により	
前日出し許可	排出不可	排出可	排出不可

(1) 対象者

市内居住者のうち、家庭から排出されるごみを自らごみ集積所まで排出することが困難な高齢者等で、次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

ア 要介護、要支援、総合事業対象者認定を受けた65歳以上の人のみで構成する世帯

イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のみで構成する世帯

ウ アとイのみで構成する世帯

(2) 前日出し可能とすごみの種類

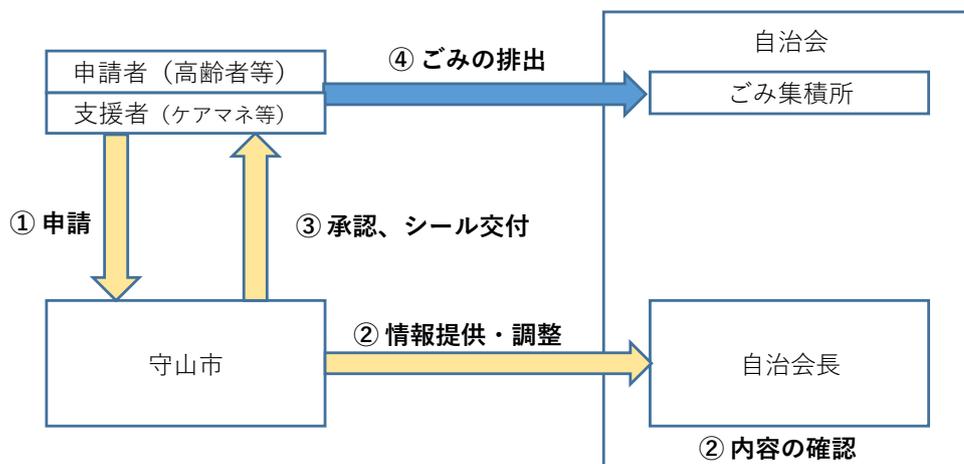
市指定ごみ袋で排出する焼却ごみおよび破碎ごみ ※おむつエフ含む

(3) 手続きの流れ

- ① 申請者（またはケアマネジャー等の支援者）が、市の担当課（高齢者は長寿政策課、障害者は障害福祉課）に申請書を提出します。
- ② 市の担当課は、申請書の内容を確認し、承認を行う場合には、自治会長へ申請された方の「氏名」および「登録番号」をお知らせします。
- ③ 市の担当課は、承認の可否を申請された方へ通知します。承認の場合は、通知書とあわせ、「登録番号」と「前日排出可能シール」を交付します。



- ④ 承認を受けた方は、登録番号が記入された「前日排出可能シール」を、ごみ袋の氏名欄に貼り、前日の午後4時以降ごみ集積所へ排出します。



(4) スケジュール

市広報、市HP、自治会回覧等で周知する中、令和7年6月開始を予定しています。